

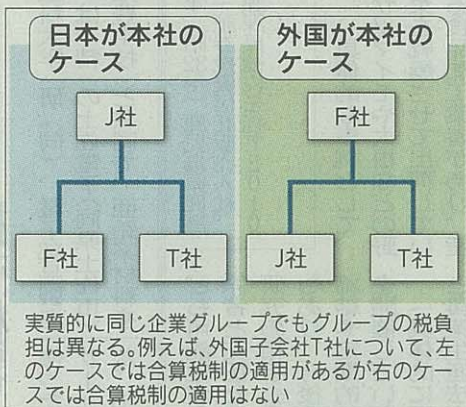
グループ内の合算課税

前回は日本の親会社を頂点とする企業グループの国際課税について検討しました。2009年度の税制改正で、海外の子会社からの配当が実質的に非課税とされ、海外の子会社に配分された所得は実質的に日本で課税されなくなりました。ただし、海外への所得の配分については、移転価格税制により一定の制約を受け、さらに軽課税国の子会社に配分された所得は、一定の条件の下で日本の親会社で合算課税されるしくみになっていきます。これを外国子会社合算課税と呼びます。

知っておこう 国際課税 ⑨

このような国際課税のフレームワークは、日本の親会社を頂点とする国際的な企業グループを想定しています。合算課税は、日本の親会社が軽課税国の子会社の所得を合算する制度です。親会社が外国の場合には、軽課税国の子会社の所得であっても、これを日本で合算する必要はありません。たとえば、日本のJ社と外国のF社の2社からなる企業グループを想定してみ

親会社が外国なら適用外



ましよう。J社がF社を保有していれば、F社の所得はJ社の合算課税の対象になります。逆にF社がJ社を保有する関係であれば、F社の所得をJ社が合算することはありません。実質的に同じ企業グループであっても、日本の親会社を頂点とする企業グループか外国の親会社を頂点とする企業グループかで、親会社の経営統合によって、グループ全体の税負担は異なるということがあります。外国の親会社を頂点とする企業グループになりま

す。親会社が外国の親会社を頂点とする企業グループかどうかわかんが、実際に外国の会社と経営統合をして、外国の会社の傘下に入ることになれば、外国の親会社を頂点とする企業グループになります。このように親会社と子会社の持ち株関係を逆転させる形での再編行為を、コーポレート・インバートを指します。一方、国際経営統合は企業グループ全体の税負担を軽減できる絶好の機会でもあります。折しも事業の本社機能を海外に移転することが増えています。こうした経営統合や組織再編の後で、もともと日本の親会社が保有していた外国子会社を海外に移転したまま実施するケースが主流です。しかし、今は国際経営統合やコーポレート・インバートなどを通じて本社の国籍も移転する時代です。国際税務戦略を基に、不要な税コストをなくし、より効果的に「地球儀経営」のメリットを追求すべきです。

極端な話をしますが、外国企業との統合会計士・須藤一郎)

村田租税政策研究所 公